

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年3月29日 21時10分ごろ
発生場所	山口県上関町 ^{せんぱ} 千葉埼東岸 舵掛岩 ^{かしかげ} 灯標から真方位328° 300m付近 (概位 北緯33° 50.1′ 東経132° 08.7′)
事故の概要	貨物船兼石材運搬船 ^{しゅうえい} 將永丸は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年3月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船兼石材運搬船 將永丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	136390、御前崎海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 航海士、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	バルバスバウに亀裂を伴う凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約1.6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか2人が乗り組み、航海士が単独の船橋当直につき、約10ノット（kn）の対地速力で自動操舵により平郡水道^{へいぐん}を西進していた。</p> <p>本船は、航海士が、前路に支障となる他船がいなかったため、椅子に腰を掛けて見張りをしていたところ、強い眠気を感じて間もなく居眠りに陥り、変針予定場所を通過して航行を続け、千葉埼東岸の浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約3.6mであった。</p> <p>航海士は、ふだん眠気を感じれば椅子から立ち上がって外気に当たったり、コーヒーを飲んだりして眠気を払拭していた。</p> <p>航海士は、日ごろから荷役時間に1人で錆^{さび}打ち作業をするなどして、まとまった休息をとっていなかったため、疲労が蓄積されていたと本事故後に思った。</p> <p>本船の船橋航海当直警報装置は、センサーの前面に紙を吊り下げて空調の風を当て、警報が鳴らないようにされていた。</p> <p>船長は、休暇を終えて乗船した平成28年10月から船橋航海当直警報装置の前面に紙が吊り下げられていることを知っていた。</p>
分析	本船は、平郡水道を西進中、単独で船橋当直中の航海士が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して航行を続け、千葉埼東岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。

	<p>航海士は、疲労が蓄積されていたこと、自動操舵として椅子に腰を掛けた楽な姿勢で見張りをしていたこと、及び前路に支障となる他船がおらず気が緩んでいたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>本船には、船橋航海当直警報装置が装備されていたものの、同装置のセンサーの前面に紙が吊り下げられ、空調の風が当てられていたことから、同装置が作動しなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、平郡水道を西進中、単独で船橋当直中の航海士が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して航行を続け、千葉埼東岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、船橋航海当直警報装置のセンサーの前面に吊り下げられていた紙を取り外した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋航海当直警報装置は、適切に使用すること。 ・ 日ごろから休息を十分に取り、疲労が蓄積しないように自己管理をすること。 ・ 眠気を感じたら、椅子から立ち上がり、外気に当たるなどして眠気を払拭すること。 ・ 船舶所有者等は、上記の事項が達成できるように乗組員を指導すること。